四　提出する記録媒体は、次に該当するものでなければならない。

1　日本工業規格X六二二二に適合する九〇ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジであつて日本工業規格X六二二三に規定するトラックフォーマットがされているもの又は日本工業規格X六二二三に適合する九〇ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジであつて日本工業規格X六二二五に規定するトラックフォーマットがされているものであること。

2　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式であること。

3　記録する内容が、ファイル中に半角文字、全角文字及び改行文字の組合せのみで記録されていること。

4　日本工業規格X六二二二又は日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

㈠　申請者等の氏名又は名称

㈡　申請等の年月日

㈢　記録媒体に記録されている書類の名称

㈣　同時に二以上の記録媒体を提出する場合は、その通し番号及び同時に提出する記録媒体の総数

五　前項に規定する記録媒体に記録することができない部分については、別紙に記載する旨を記録し、日本工業規格A列四番の用紙に適宜記載して提出すること。

六　総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）がこの告示に定める記録の方法に代わるものと認めた場合は、それによることができる。

別表第一号　半角文字の定義

半角文字は、次表に規定するとおりとし、同表において上位１桁（ｓ１）及び下位１桁（ｓ２）の組合せで示される２桁の16進数を文字コードとする。

表の空欄に該当する文字コードは、使用してはならない。

s2＼s1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
0			SP	0	@	P	`	p				ｰ	タ	ﾐ		
1			!	1	A	Q	a	q			。	ｱ	ﾁ	ﾑ		
2			"	2	B	R	b	r			「	ｲ	ﾂ	ﾒ		
3			#	3	C	S	c	s			」	ｳ	ﾃ	ﾓ		
4			$	4	D	T	d	t			、	ｴ	ﾄ	ﾔ		
5			%	5	E	U	e	u			・	ｵ	ﾅ	ﾕ		
6			&	6	F	V	f	v			ヲ	ｶ	ﾆ	ﾖ		
7			'	7	G	W	g	w			ｧ	ｷ	ﾇ	ﾗ		
8			(	8	H	X	h	x			ｨ	ｸ	ﾈ	ﾘ		
9			)	9	I	Y	i	y			ｩ	ｹ	ﾉ	ﾙ		
A			*	:	J	Z	j	z			ｪ	ｺ	ﾊ	ﾚ		
B			+	;	K	[	k	{			ｫ	ｻ	ﾋ	ﾛ		
C			,	<	L	¥	l	|			ｬ	ｼ	ﾌ	ﾜ		
D			−	=	M	]	m	}			ｭ	ｽ	ﾍ	ﾝ		
E			.	>	N	^	n	~			ｮ	ｾ	ﾎ	ﾞ		
F			／	?	O	_	o				ｯ	ｿ	ﾏ	ﾟ		

㈱　ＳＰは、スペースを表す。

別表第二号　全角文字の定義

1　全角文字は、日本工業規格Ｘ0208附属書３表１「図形文字符号表」に規定される１区１点から２区14点まで、２区26点から２区33点まで、２区42点から２区48点まで、２区60点から２区74点まで、２区82点から２区89点まで、２区94点、３区16点から３区25点まで、３区33点から３区58点まで、３区65点から３区90点まで、４区１点から４区83点まで、５区１点から５区86点まで、６区１点から６区24点まで、６区33点から６区56点まで、７区１点から７区33点まで、７区49点から７区81点まで、８区１点から８区32点まで、16区１点から47区51点まで及び48区１点から84区６点までの文字とする。

2　文字コードは、上位２桁（Ｓ１）及び下位２桁（Ｓ２）の組合せで示される４桁の16進数とし、上記「図形文字符号表」の区点番号から文字コードへの変換は、次に示す換算式によるものとする。

⑴　Ｓ１は、次による。

ア　jkが１から62までの場合　Ｓ１＝（jk－１）div２＋81（16進）

イ　jkが63から84までの場合　Ｓ１＝（jk－１）div２＋Ｃ１（16進）

⑵　Ｓ２は、次による。

ア　jkが奇数の場合

㋐　jtが１から63までの場合　Ｓ２＝jt＋３Ｆ（16進）

㋑　jtが64から94までの場合　Ｓ２＝jt＋40（16進）

イ　jkが偶数の場合　Ｓ２＝jt＋９Ｅ（16進）

jkは区番号、jtは点番号とし、divは整数除算（小数部分切捨て）を表す。

別表第三号　電磁的方法により記録し、提出することができる書類

書　類	電磁的方法により記録することができる事項
1　登録検査等規則第二十四条第一号の書類	提出する書類に記載しなければならない事項のすべて
2　登録検査等規則第二十四条第二号の書類	
3　登録検査等規則第二十四条第三号の書類	
4　登録検査等規則第二十四条第四号の書類	
5　登録検査等規則第二十四条第五号の書類	
6　登録検査等規則第二十四条第六号の書類	
7　登録検査等規則第二十四条第七号の書類	
8　登録検査等規則第二十四条第八号の書類	
9　登録検査等規則第二十四条第九号の書類	
10　登録検査等規則第二十四条第十号の書類	